平成２２年（フ）第８４９号
札幌市手稲区前田８条17丁目５番23号
債務者　市川　　愛
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８５３号
札幌市西区琴似４条５丁目２番20―102号
債務者　三浦　　学
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８５６号
札幌市清田区真栄４条５丁目６番33号
債務者　澤田　　剛
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８９４号
北海道恵庭市柏陽町１丁目11番　市営住宅280号
債務者　香川　早苗（旧姓廣間）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８９７号
札幌市豊平区平岸３条16丁目１番27号　ＬＡＶＩＥ―202号
債務者　竹田涼太郎
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９０４号
札幌市西区西野６条３丁目７番11号
債務者　竹林　美和
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２７号
札幌市豊平区美園７条２丁目２番５号　７・２ハイツ１階右
債務者　佐々木貴三子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２９号
札幌市手稲区新発寒６条５丁目８番18号
債務者　齋藤　絵里（旧姓芳川）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９３７号
札幌市厚別区厚別南２丁目５番８号　ひばりヶ丘82―201号
債務者　植木登志雄
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６７号
北海道江別市幸町30番地の７　イメージ307―204号室
債務者　大野　宏輔
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６８号
北海道江別市幸町30番地の７　イメージ307―204号室
債務者　大野　絵美（旧姓利根川）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９８８号
札幌市中央区南10条西13丁目１番41―903号
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１４号
札幌市北区新琴似11条13丁目６番16号
債務者　浅野　一美
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７５号
北海道石狩市花川南２条１丁目３番地　プラザイン花川Ａ―102
債務者　音喜多由紀（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８５号
札幌市手稲区手稲本町２条４丁目５番３号　コーポおぐま101号
債務者　高橋　　勇
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１１２号
札幌市北区新琴似８条９丁目５番17号　豊栄マンション１号
債務者　木村　富江
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１３２号
札幌市北区屯田５条10丁目１番28号
債務者　佐藤　尚志
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部